

CDEJ 認定試験受験資格(変更前・後対照表)

変更前 第 25 回認定試験(2024 年度)まで	変更後 第 26 回認定試験(2025 年度)から
試験年度の <u>12 月 5 日</u> 時点で下記 1.から 4.のすべての項目を満たしていること	試験年度の <u>6 月 30 日</u> 時点で下記 1.から 4.のすべての項目を満たしていること
1. 看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士のいずれかの資格を有していること	1. 変更なし
2. 下記の(1)(2)(3)の条件を全て満たしている医療施設において、 <u>過去 10 年以内に 2 年以上(注 1)継続して勤務し糖尿病患者の療養指導業務に従事した方で、かつこの間に通算 1,000 時間以上糖尿病患者の療養指導を行った(注 2)こと</u> (1)当該施設に勤務する、以下の(イ)(ロ)のいずれかに該当する医師が、糖尿病療養指導にあたり受験者を指導していること (イ)常勤または非常勤の日本糖尿病学会専門医(非常勤の場合、勤務は月 1 回以上)(注 3) (ロ)日本糖尿病学会の会員で糖尿病の診療と療養指導に従事している常勤の医師 (2)外来で糖尿病患者の診療が恒常的に行われていること (3)糖尿病の患者教育、食事指導が恒常的に行われていること	2. 下記の(1)(2)(3)の条件を全て満たしている医療施設に勤務し、 <u>それらの施設において過去 10 年以内に通算 2 年以上、かつその間に 1,000 時間以上糖尿病患者の療養指導を行った(注 2)こと</u> (1)(2)(3)変更なし
3. 受験者が 2.の「 <u>糖尿病療養指導業務に従事した期間</u> 」に当該施設で携わった糖尿病療養指導の自験例が 10 例以上あること	3. 変更なし
4. 本機構が開催する講習(e ラーニング)の受講を修了していること(注 4)	4. 変更なし <u>※試験年度の受講期間内に修了していればよしとします</u>

(注 1)中断前後合算の特例あり。詳細は現行の受験資格を参照。

(注 2)「糖尿病療養指導の業務に従事していた」時間ではなく、直接糖尿病患者に接して療養指導をおこなった時間

(注 3)日本糖尿病学会専門医は、日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医を指す。日本専門医機構専門医制度における内分泌代謝・糖尿病内科領域専門医、日本糖尿病協会登録医・糖尿病認定医(療養指導医)は対象外。

(注 4)受講修了証の有効期間は、原則として取得年度限り。但し、当該年度の認定試験を受験しなかった場合に限り、取得年度の次年度まで有効。